

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰に対応した取り組みを実施する市内中小企業等を応援するため、事業者が自ら策定した事業計画に基づき実施する新たな取り組みに対して、予算の範囲内において東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者である者
- (2) 市内に事業所を有し、かつ、今後も市内において事業を継続する意思のある者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 市が実施する「経済状況のモニタリング調査」に対して、情報提供等の協力ができる者
- (5) 市が運営する「事業者ポータルサイト サポートビラ」に登録ができる者

2 前項の規定に定める者のほか、別表1に掲げる、補助金の申請支援及び受付補助に関する業務を実施する機関（以下「申請支援機関」という。）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）
- (2) 暴力団等と密接な関係を有する者又は東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第3号に掲げる者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業
- (6) その他市長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者自らが策定した事業計画に基づいて実施する新たな取り組みであり、次の各号に掲げるいずれ

かの事業とする。

- (1) 省エネ投資
- (2) 効率化・高収益化
- (3) 新商品・新サービスの開発
- (4) 事業拡大・販路開拓

2 前項の規定にかかわらず、本要綱に基づき実施する事業が、国、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付等を受けている場合は、補助対象事業としないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる条件を満たし、かつ、別表2に掲げる費目に該当するものとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

- (1) 補助対象事業の実施期間内に契約・実施・支払が完了するもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるものであること。
- (2) 補助対象事業を実施するために必要不可欠な経費であり、かつ、本事業の対象として明確に区分できるもの。
- (3) 生業かつ主要業務とする業者へ直接委託・契約するもの。ただし、申請者が対外的に自社の通常業務としている業務を外部委託した場合の経費は、補助対象にできないものとする。

2 第3条第1項第1号に掲げる省エネ投資にあつては、事業者用再エネ・省エネ設備導入補助金の対象となる、太陽光発電設備、リチウムイオン電池システム、高効率空調設備及び高効率照明設備等に関する経費は対象外とする。

(補助率及び補助金額)

第5条 補助率及び補助金の額は次のとおりとする。

- (1) 通常枠 補助対象経費の3分の2を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は100万円のいずれか低い額とする。
- (2) パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠 国の「パートナーシップ構築宣言」への登録、又は、令和6年4月以降の1時間当たり30円以上の賃上げ(増額改定)実施(予定を含む)のいずれかを満たす者は、補助対象経費の4分の3を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は120万円のいずれか低い額とする。

2 申請支援機関にあつては、申請受付件数に1万円を乗じた額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付申請書(別記様式第1号(その1))に、次の各号に掲げる必要書類を添えて、申請支援機関を通じて、市長に提出しなければならない。

- (1) 東広島市物価高騰対応チャレンジ事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (3) 補助事業に係る経費額の根拠書類（見積書 等）
- (4) 東広島市内で事業を営んでいることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、営業許可証、確定申告書 等）
- (5) 市税に滞納がないことの証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする申請支援機関は、受付件数確定後に、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付申請書（別記様式第1号（その2））を、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金を交付する旨を決定したときは東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付決定通知書（別記様式第4号（その1））（申請支援機関にあつては、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付決定通知書（別記様式第4号（その2）））により、交付しない旨を決定したときは東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前2項の決定を行うに当たり、必要に応じて専門的知識を有する外部有識者の意見を聴取することができるものとする。

3 市長は、第1項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により申請した事項を変更しようとするとき（軽微な変更として市長が定めるものを除く。）又は当該交付決定に係る補助金を受けて実施する事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金計画変更（中止・廃止）申請書（別記様式第6号）に変更に係る事項を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金計画変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第7号）により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者（申請支援機関を除く）は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は令和7年2月14日のいずれか早い日までに、東広島市物

価高騰対応チャレンジ応援補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 東広島市物価高騰対応チャレンジ応援事業実施報告書（別記様式第9号）

(2) 補助事業に係る経費の領収書又は支払を証する書類その他これらに準ずる書類の写し

(3) 国の「パートナーシップ構築宣言」へ登録したことが確認できる書類 ※パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠の場合

(4) 令和6年4月以降の賃上げ（増額改定）の実施（予定を含む）が確認できる書類 ※パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠の場合

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請支援機関にあつては、第6条に規定する交付申請により、実績報告がなされたものとみなす。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告があつた場合において、その内容が交付決定の内容（第8条第3項の規定による承認をした場合にあつては、その内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金額確定通知書（別記様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 補助事業者は、前条の額の確定通知を受領した後、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

（適用除外）

第13条 第3条、第4条及び第8条の規定は、申請支援機関には適用しない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

申請支援機関
東広島商工会議所
黒瀬商工会
広島県央商工会
安芸津町商工会

別表 2（第 4 条関係）

補助対象事業	費目
(1) 省エネ投資	機械器具費、施設改修費、システム導入費、指導・調査費 ※事業者用再エネ・省エネ設備導入補助金の対象となる、太陽光発電設備、リチウムイオン電池システム、高効率空調設備及び高効率照明設備を除く
(2) 効率化・高収益化	機械器具費、施設改修費、システム導入費、指導・調査費
(3) 新商品・新サービス開発	調査・指導費、機械器具費、原材料費、技術指導費、委託費、広告宣伝費、産業財産権導入費、会場費
(4) 事業拡大・販路開拓	調査・指導費、会場整備費、保険料、ウェブサイト関連費、機械器具費、広告宣伝費、旅費交通費、会場費

令和 年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付申請書

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金の交付を受けたいので、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 申請枠 ※次のいずれかに○を記入してください

	申請枠	補助率（補助上限額）
	通常枠	3分の2（上限100万円）
	パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠	4分の3（上限120万円）

3 市が実施する「経済状況モニタリング調査」への協力及び、市が運営する「事業者ポータルサイト サポートビラ」への登録に対する協力への同意

同意する。 同意しない。

4 添付書類

- (1) 東広島市物価高騰対応チャレンジ事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (3) 補助事業に係る経費額の根拠書類（見積書 等）
- (4) 東広島市内で事業を営んでいることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、営業許可証、確定申告書 等）
- (5) 市税に滞納がないことの証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

令和 年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所

団体名

代表者

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付申請書

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金の交付を受けたいので、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 申請受付件数 件

東広島市物価高騰対応チャレンジ事業計画書

1 申請者の概要

氏名又は名称			
代表者の 役職及び氏名			
所在地	(〒 -) 東広島市		
業種			
資本金		従業員数	
電話番号			
メールアドレス			

2 計画の内容

(1) 現在の事業内容、経営状況	
(2) 物価高騰の影響について	
(3) 取組区分及び取り組み内容 【取組区分】※該当に☑してください。（複数選択可） <input type="checkbox"/> 省エネ投資 <input type="checkbox"/> 効率化・高収益化 <input type="checkbox"/> 新商品・新サービス開発 <input type="checkbox"/> 事業拡大・販路拡大	
【取り組み内容】（選択した区分ごとに記入してください）	
省エネ投資	
効率化・高収益化	

新商品・新サービス開発	
事業拡大・販路開拓	
(4) 今回の取り組みがもたらす効果（見込み）	

3 支出経費明細

(単位：円)

取組区分	費目	内容	対象経費（税抜）
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
対象経費合計(A)			円
補助金申請額(B) ※千円未満切捨て			
<input type="checkbox"/> 通常枠 対象経費合計(A) × 2 / 3 (上限額 100 万円)			円
<input type="checkbox"/> パートナリシップ構築宣言・賃上げ応援枠 対象経費合計(A) × 3 / 4 (上限額 120 万円)			

※必要に応じて行を追加してください。

※取組区分及び費目は下記一覧から選択してください。

◆取組区分及び費目一覧

取組区分	費目
①省エネ投資	機械器具費、施設改修費、システム導入費、指導・調査費
②効率化・高収益化	機械器具費、施設改修費、システム導入費、指導・調査費
③新商品・新サービス開発	調査・指導費、機械器具費、原材料費、技術指導費、委託費、広告宣伝費、産業財産権導入費、会場費
④事業拡大・販路開拓	調査・指導費、会場整備費、保険料、ウェブサイト関連費、機械器具費、広告宣伝費、会場費

4 パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠の適用 ※該当者のみ記入

パートナーシップ構築宣言

令和 年 月に 実施済み・実施予定

賃上げ（増額改定）の実施

労働者氏名又は 雇用形態（正社員、パート等）	引き上げ前の賃金 単価(円/時間)	引き上げ（予定）年月	引き上げ後の賃金 単価(円/時間) 《引き上げ額》	備考（単価算出根拠等を記載）

※常時雇用する従業員で最も低い賃金単価を30円以上引き上げる必要があります。

※個人事業主本人及び専従者は常時雇用する従業員に含めません。

※申請支援機関記入欄

事業計画書の内容を確認しました。

受付日		連絡先	
申請支援機関名		担当者	

誓約書兼同意書

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

また、東広島市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは、営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは、暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは、組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは、組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査及び違反等に対する処分について

同補助金に関して、市長から追加資料及び現地調査等を求められた場合には、誠意を持って応じます。また、次の各号のいずれかに該当すると市長に認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還に応じ、虚偽のあった事実を氏名等とともに公表することを承諾します。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

住 所
名 称
代表者の氏名

別記様式第4号（その1）（第7条関係）

指令東広産 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金については、次の条件を付けて交付することに決定したので、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、本事業以外の経費に使用することができない。
- (2) 市長が、この事業の内容、収支の状況等を調査するために帳簿、書類等の提出を求めたときは、これを拒むことができない。

別記様式第4号（その2）（第7条関係）

指令東広産 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金については、次の条件を付けて交付することに決定したので、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

市長が、この事業の内容、収支の状況等を調査するために帳簿、書類等の提出を求めたときは、これを拒むことができない。

別記様式第5号（第7条関係）

指令東広産 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

交付しない理由

令和 年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金計画変更（中止・廃止）申請書

令和 年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定を受けた東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金について、次のとおり事業計画を変更したいので、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

1 内容

変更しようとする事項	変更の内容	
	変 更 前	変 更 後

2 変更後の経費の内容（単位：円）

支出を想定する 経費の内容	想定する金額 （総額：税抜）	補助金変更申請額 （税抜）
合 計		

注 適宜、必要に応じて行を挿入すること。

3 変更の理由

4 変更の年月日

令和 年 月 日

別記様式第7号（第8条関係）

指令東広産 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金計画変更（中止・廃止）承認通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金の計画変更（中止・廃止）については、次のとおり承認したので、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

1 交付決定額

変更前 金 円
変更後 金 円

2 補助金の交付の条件

令和 年 月 日付け指令東広 第 号の補助金交付決定通知書のとおり。

令和 年 月 日

東広島市長 様

報告者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け指令東広産第 号で交付決定（変更決定）を受けた東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金について、補助事業が完了したので、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付要綱第9条の規定により、次の書類を添えて報告します。

1 補助金申請額 金 円

※事業実施報告書（別記様式第9号）の支出経費明細の内、補助金申請額(B)を記入ください

2 添付書類

- (1) 東広島市物価高騰対応チャレンジ応援事業実施報告書（別記様式第9号）
- (2) 補助事業に係る経費の領収書又は支払を証する書類その他これらに準ずる書類の写し
- (3) 国の「パートナーシップ構築宣言」へ登録したことが確認できる書類 ※パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠の場合
- (4) 令和6年4月以降の賃上げ（増額改定）が確認できる書類（賃金台帳等） ※パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠の場合
- (5) その他市長が必要と認める書類

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援事業実施報告書

1 実施した事業

<p>(1) 実施内容</p>	
<p>(2) 成果及び今後の経営上にもたらす効果</p>	

2 支出経費明細

(単位：円)

取組区分	費目	内容	対象経費（税抜）
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
対象経費合計(A)			円
補助金申請額(B)			円
<input type="checkbox"/> 通常枠 対象経費合計(A) × 2 / 3 (上限額 100 万円)			
<input type="checkbox"/> パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠 対象経費合計(A) × 3 / 4 (上限額 120 万円)			

※必要に応じて行を追加してください。

3 パートナーシップ構築宣言・賃上げ応援枠の適用 ※該当者のみ次のいずれかを記入

パートナーシップ構築宣言

令和 年 月に実施しました。

賃上げ実施状況（計画）

労働者氏名 《採用年月日》	引き上げ前の賃 金単価	引き上げ年月	引き上げ後の賃 金単価 《引き上げ額》	備考（単価算出 根拠等を記載）

※常時雇用する従業員で最も低い賃金単価を30円以上引き上げる必要があります。

※個人事業主本人及び専従者は常時雇用する従業員に含めません。

別記様式第10号（第10条関係）

指令東広産 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け指令東広産第 号で交付決定（変更決定）した東広島市物
価高騰対応チャレンジ応援補助金について、令和 年 月 日付けで提出のあった東
広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金実績報告書に基づき、次のとおり確定したので、
東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 交付決定（変更）額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |

令和 年 月 日

東広島市長 様

請求者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付請求書

令和 年 月 日付け指令東広産第 号で額の確定通知を受けた東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金について、東広島市物価高騰対応チャレンジ応援補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先

金融機関名	銀行・金庫		支店・本店	
店 舗 名	農協・組合		支所・出張所	
預金種別	普通・当座			※ 右詰めで記入
口座番号				
フリガナ				
口座名義人				